

千葉県 の 監 査

—令和5年度版—

千葉県監査委員

この冊子は、定期監査・決算審査・基金運用状況審査・健全化判断比率等審査については令和5年度会計を対象とした監査等の結果を、財政的援助団体等監査については令和4年度会計を対象とした監査の結果を、その他の監査についてはおおむね令和5年度に行った監査等の結果を中心に作成しました。

千葉県の監査—令和5年度版— 目次

第1 監査等の概要

1 基本的考え方	1
2 監査等の対象	1

第2 監査等の結果

I 定期監査	3
II 財政的援助団体等監査	8
III 決算審査	10
IV 例月出納検査	23
V 基金運用状況審査	24
VI 健全化判断比率等審査	25
VII 内部統制評価報告書審査	27
VIII 住民監査請求	30
IX 外部監査	31

【資料】

1 監査委員	32
2 令和5年度監査計画	33

(計画期間：令和5年9月～令和6年8月)

第1 監査等の概要

1 基本的考え方

千葉県監査委員監査基準に基づき、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から、監査を行うものとする。

監査を効率的かつ効果的に行うため、事務事業のリスクの内容及び程度を踏まえた上で重点監査事項を設定するとともに、内部統制制度の整備及び運用の取組状況・取組結果を踏まえて監査を行うものとする。

また、監査結果等の情報を県民に積極的に、かつ、わかりやすく公表し、県民から信頼される監査の実現を目指す。

2 監査等の対象

(1) 令和5年度監査計画に基づき監査委員が実施した監査等は、次のとおりである。

区分	内 容	監査対象等
定期監査	対象期間は原則として令和5年度とし、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行を対象に監査を実施した。	県の本庁、出先機関(各種委員会等を含む)の全て、令和5年4月1日現在の491機関
財政的援助団体等監査	対象期間は原則として令和4年度とし、財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適切かつ効率的に行われているか、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として監査を実施した。 出資法人については、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況についても確認した。	県の出資率が25%以上の出資法人、県の補助金が3億円以上の私立高等学校、県の補助金が5千万円以上の団体及び指定管理料が5千万円以上の指定管理者、87団体のうち49団体
決算審査	決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であることを確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、経営成績及び財務状況を適正に表示しているか、経営活動が経済性、公共性を発揮しているか、会計全般の決算状況等について審査を実施した。	普通会計決算、公営企業会計決算
例月出納検査	各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納事務が正確に行われているかを主眼として検査を実施した。	普通会計、公営企業会計、基金における現金及び預金の出納
基金運用状況審査	令和5年度における基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われていることを確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施した。	土地開発基金、美術品等取得基金
健全化判断比率等審査	令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることを主眼として審査を実施した。	普通会計決算、公営企業会計決算

区分	内 容	監査対象等
内部統制 評価報告 書審査	知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて審査を実施した。	財務に関する事務

(2) (1) を除く監査委員が実施した監査、検査、審査その他の行為については、次のとおりである。

区分	内 容	監査対象等
住民監査 請求	知事等について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があるとして、住民から監査を求められたものについて監査を行った。	請求件数：6件 (うち監査実施件数：1件)

3 監査の区分及び基準について

2 (1) に係る監査等の結果は、次の区分及び基準に従い処理を行っている。

(1) 区分

	監 査	検 査	審 査
区分	指摘事項	指摘事項	改善すべき事項 (※1)
	注意事項	注意事項	留意すべき事項 (※2)
	指導事項		

※1 指摘事項に準ずる。

※2 注意事項に準ずる。

(2) 基準

ア 指摘事項

(ア) 法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合

(イ) 経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合

(ウ) 前回の監査において注意事項とした事項について改善の効果が認められない場合

イ 注意事項

(ア) 法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合

(イ) 経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合

(ウ) 前回の監査において指導事項とした事項について改善の効果が認められない場合

ウ 指導事項

(ア) 事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合

(イ) 事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められる場合

第2 監査等の結果

I 定期監査

1 監査の実施状況

(1) 令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業を対象として、
 合规性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施した。

また、監査を効果的に実施するため、令和5年度は、普通会計及び公営企業会計ともに、以下の事項を重点監査事項とした。

ア 重点監査事項

(ア) 適正な財務事務の執行について

- ・ 収入未済について
- ・ 工事の執行について
- ・ 契約事務について
- ・ 財産について

(イ) 内部統制について

(2) 監査の実施時期

令和5年9月から令和6年8月

(3) 監査対象は令和5年度会計に係る事務・事業とし、監査対象機関は、令和5年4月1日現在の
 491機関の全てとした。

区 分		監査計画数	監 査 実 施 機 関 数		
			実地監査	書面監査	計
普通 会計	本 庁	114	114	—	114
	出先機関	337	71 ※	266 ※	337
	計	451	185	266	451
企公 営会 計	本 庁	14	14	—	14
	出先機関	26	18	8	26
	計	40	32	8	39
合 計	本 庁	128	128	—	128
	出先機関	363	89	274	363
	計	491	217	274	491

※職員調査の結果を踏まえ、普通会計出先機関のうち1機関を書面監査から実地監査へ変更した。

2 指摘事項等の件数

区 分		監査実施数	指 摘 等 の 件 数			
			指摘事項	注意事項	指導事項	意見
普通会計	本 庁	114	3	16	39	1
	出先機関	337	16	61	140	0
	計	451	19	77	179	1
公営企業会計	本 庁	14	0	0	2	1
	出先機関	25	6	11	11	0
	計	39	6	11	13	1
合 計	本 庁	128	3	16	41	2
	出先機関	362	22	72	151	0
	計	490	25	88	192	2

3 指摘事項等の概要

(1) 指摘事項

(普通会計) 19件

番号	項目	件数
1	契約事務について、適正な事務手続を求めたもの	5
2	財産管理について、適正な事務手続を求めたもの	3
3	公印の使用・管理について、適正な事務手続を求めたもの	2
4	収入事務について、適正な事務手続を求めたもの	2
5	執行体制について、再発防止を求めたもの	1
6	支出事務について、適正な事務手続を求めたもの	1
7	不法占用されている財産について、適正な管理を求めたもの	1
8	個人事業税の課税誤りについて、再発防止を求めたもの	1
9	収入未済の解消を求めたもの	1
10	工事の積算について、適正な事務手続を求めたもの	1
11	生徒の成績処理に係る事務について、適正な事務手続を求めたもの	1

(公営企業会計) 6件

番号	項目	件数
1	支出事務について、適正な事務手続を求めたもの	2
2	契約事務について、適正な事務手続を求めたもの	1
3	収入事務について、適正な事務手続を求めたもの	1
4	道路占用許可申請事務等について、適正な事務手続を求めたもの	1
5	公印の使用・管理について、適正な事務手続を求めたもの	1

(2) 注意事項

(普通会計) 77件

番号	項目	件数
1	収入未済の解消を求めたもの	21
2	契約事務について、適正な事務手続を求めたもの	13
3	収入事務について、適正な事務手続を求めたもの	12
4	個人情報の不適正な取扱いについて、再発防止を求めたもの	10
5	支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの	5
6	支出事務について、適正な事務手続を求めたもの	3
7	工事等の積算について、適正な事務手続を求めたもの	2
8	不動産取得税の課税誤りについて、再発防止を求めたもの	2
9	不法占用されている財産について、適正な管理を求めたもの	2
10	自動車税の還付について、適正な事務手続を求めたもの	1
11	前渡資金の事務手続誤りについて、再発防止を求めたもの	1
12	種苗生産等について、適正な設備の改修及び受託者の管理監督を求めたもの	1
13	現金の出納管理について、適正な事務手続を求めたもの	1
14	不適正な公道走行について、再発防止を求めたもの	1
15	生乳への洗浄液の混入について、再発防止を求めたもの	1
16	履修登録事務の誤りについて、再発防止を求めたもの	1

(公営企業会計) 11件

番号	項目	件数
1	支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの	4
2	収入事務について、適正な事務手続を求めたもの	3
3	発注業務について、適正な事務手続を求めたもの	1
4	公印の使用・管理について、適正な手続を求めたもの	1
5	公用車の管理について、適正な事務手続を求めたもの	1
6	不法占用されている財産について、適正な管理を求めたもの	1

(3) 指導事項

(普通会計) 179件

番号	項目	件数
1	支出負担行為の時期に係るもの	35
2	収入事務に係るもの	34
3	収入未済に係るもの	32
4	支払の時期に係るもの	27

5	財産の管理に係るもの	17
6	調定の時期に係るもの	14
7	契約事務に係るもの	7
8	工事の積算に係るもの	4
9	事務手続に係るもの	3
10	支出事務に係るもの	2
11	物品の管理に係るもの	1
12	衛生管理に係るもの	1
13	生徒の成績評価に係るもの	1
14	兼業許可手続に係るもの	1

(公営企業会計) 13件

番号	項目	件数
1	支出負担行為の時期に係るもの	3
2	収入未済に係るもの	3
3	収入事務に係るもの	2
4	支払の時期に係るもの	1
5	契約事務に係るもの	1
6	工事の積算に係るもの	1
7	資金前渡に係るもの	1
8	公用車の管理に係るもの	1

(4) 意見

(普通会計) 1件

番号	項目	件数
1	行政文書の管理に係るもの	1

(公営企業会計) 1件

番号	項目	件数
1	経営に係るもの	1

<参考> 主な項目別処理区分

(普通会計)

項目	指摘事項	注意事項	指導事項
収入未済	1	21	32
調定の時期	1	4	14
その他の収入事務	1	8	34
支出負担行為の時期	0	5	35
契約事務	5	13	7
工事等の積算	1	2	4
その他の支出事務	1	3	29
財産の管理	4	3	17
個人情報等の紛失等	0	10	0
その他	5	8	7
計	19	77	179

(公営企業会計)

項目	指摘事項	注意事項	指導事項
未収金	0	0	3
調定の時期	1	0	0
その他の収入事務	0	3	2
支出負担行為の時期	0	4	3
支出事務	2	0	2
契約事務	1	0	1
発注業務	0	1	0
工事等の積算	0	0	1
財産の管理	0	1	0
公印の使用・管理	1	1	0
その他	1	1	1
計	6	11	13

II 財政的援助団体等監査

1 監査の実施状況

(1) 令和4年度の財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適切かつ効率的に行われているか、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施した。

また、出資法人については、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況についても確認した。

(2) 監査の実施時期

令和5年9月から令和6年3月

(3) 監査対象は令和4年度会計における財政的援助等に係るものとし、また、監査対象団体は、①県の出資率が25パーセント以上の出資法人②県の補助金が3億円以上の私立高等学校③県の補助金が5千万円以上の団体（市町村及び出資法人を除く。）④指定管理料が5千万円以上の指定管理者（市町村及び出資法人を除く。）とし、このうち49団体について監査を実施した。

区 分	監査対象 団体の数	監査実施団体の数		
		実地監査	書面監査	計
出資法人	31	19	12	31
私立高等学校	30	2	11	13
その他の援助 (補助) 団体	13	2	0	2
指定管理者	13	3	0	3
計	87	26	23	49

2 指摘事項等の概要

(1) 件数

区 分	監査実施数	指 摘 等 の 件 数			
		指摘事項	注意事項	指導事項	意見
出資法人	31	2	3	4	0
私立高等学校	13	0	0	0	0
その他の援助 (補助) 団体	2	0	0	0	0
指定管理者	3	0	0	0	0
計	49	2	3	4	0

(2) 主な事項

ア 指摘事項 2件

番号	項目	件数
1	経営状況について、改善を求めたもの	1
2	財務事務について、適正な事務手続を求めたもの	1

イ 注意事項 3件

番号	項目	件数
1	収入未済の解消を求めたもの	1
2	経営状況について、改善を求めたもの	1
3	経理処理について、適正な事務手続を求めたもの	1

ウ 指導事項 4件

番号	項目	件数
1	収入事務に係るもの	1
2	収入未済に係るもの	1
3	資産管理に係るもの	1
4	工事の積算に係るもの	1

Ⅲ 決算審査

1 会計管理者所管の会計

(1) 審査の対象

令和5年度歳入歳出決算の審査対象は、次のとおりである。

令和5年度 千葉県一般会計
令和5年度 千葉県特別会計財政調整基金
令和5年度 千葉県特別会計県債管理事業
令和5年度 千葉県特別会計地方消費税清算
令和5年度 千葉県特別会計自動車税証紙
令和5年度 千葉県特別会計市町村振興資金
令和5年度 千葉県特別会計母子父子寡婦福祉資金
令和5年度 千葉県特別会計心身障害者扶養年金事業
令和5年度 千葉県特別会計国民健康保険事業
令和5年度 千葉県特別会計日本コンベンションセンター国際展示場事業
令和5年度 千葉県特別会計小規模企業者等設備導入資金
令和5年度 千葉県特別会計工業団地整備事業
令和5年度 千葉県特別会計就農支援資金
令和5年度 千葉県特別会計営林事業
令和5年度 千葉県特別会計林業・木材産業改善資金
令和5年度 千葉県特別会計沿岸漁業改善資金
令和5年度 千葉県特別会計港湾整備事業
令和5年度 千葉県特別会計土地区画整理事業
令和5年度 千葉県特別会計奨学資金

(2) 審査の着眼点及び実施内容

令和5年度の一般会計及び特別会計の決算審査に当たっては、決算の計数は正確であるか、予算の執行が議決の本旨にのっとり適正で経済的かつ効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意するとともに、関係諸帳票、証書類等を照合精査し、関係当局の説明を聴取したほか、更に定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果及び意見

ア 審査の結果

各会計の決算その他関係書類については、法令に適合し、決算に関する計数は、関係諸帳票、証書類及び指定金融機関総括店の公金出納総括計算表と符合しており、いずれも正確なものと認められた。

また、予算の執行等については、一部に留意すべき事項が見られたほかは、おおむね適正であると認められた。

イ 審査の意見

(ア) 決算の概要

a 決算総額

令和 5 年度の一般会計及び特別会計の歳入決算合計額は、前年度と比較して 1,519 億 2,053 万余円 (3.6 パーセント) 減少し、4 兆 254 億 786 万余円となった。

また、歳出決算合計額は、前年度と比較して 1,479 億 5,602 万余円 (3.6 パーセント) 減少し、3 兆 9,713 億 9,212 万余円となった。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を減じた実質収支は、一般会計で 96 億 4,690 万余円、特別会計では 18 会計の合計で 291 億 5,173 万余円の黒字となっている。

※一般会計実質収支約 96 億円のうち、約 38 億円は、新型コロナウイルス感染症に係る交付金等の概算交付によるもので、令和 6 年度に国に全額返還する必要があり、国庫返還分を除いた実質収支は、約 58 億円の黒字となる。

b 一般会計歳入総額

一般会計歳入総額は、前年度と比較して 1,968 億 6,447 万余円 (8.9 パーセント) 減少し、2 兆 212 億 5,682 万余円となった。

この主な要因は、地方交付税が 196 億 1,138 万余円増加した一方、国庫支出金が新型コロナウイルス感染症に係る交付金の減などにより 1,553 億 6,236 万余円減少したこと、県税収入が原油価格がやや下落したことや、成田空港におけるワクチン輸入量の減少に伴う地方消費税の減収などにより 227 億 8,168 万余円減少したことなどによるものである。

また、収入未済額は、前年度より 2 億 3,327 万余円増加し、令和 5 年度末現在は 136 億 4,579 万余円となった。

このうち、県税が前年度と比較して 1 億 6,193 万余円 (1.5 パーセント) 減少し、108 億 2,350 万余円であり、その大半を占めている。

c 一般会計歳出総額

一般会計歳出総額は、前年度と比較して 1,923 億 8,825 万余円 (8.8 パーセント) 減少し、1 兆 9,976 億 2,591 万余円となった。

この主な要因は、土木費が 116 億 130 万余円増加した一方、新型コロナウイルス感染症に対応するための歳出の減などにより、衛生費が 1,234 億 8,871 万余円、商工費が 628 億 6,406 万余円減少したことなどによるものである。

d 特別会計 (18 会計)

特別会計歳入総額は、前年度と比較して 449 億 4,394 万余円 (2.3 パーセント) 増加し、2 兆 41 億 5,104 万余円となった。この主な要因は、特別会計地方消費税清算が 489 億 8,549 万余円減少した一方、特別会計県債管理事業が 959 億 957 万余円増加したことなどによるものである。

また、収入未済額は前年度と比較して1,314万余円(2.0パーセント)増加し、6億6,473万余円となった。

特別会計歳出総額は、前年度と比較して444億3,222万余円(2.3パーセント)増加し、1兆9,737億6,620万余円となった。

この主な要因は、特別会計地方消費税清算が500億5,054万余円減少した一方、特別会計県債管理事業が959億957万余円増加したことなどによるものである。

e その他

基金については、前年度と比較して39億2,666万余円(0.3パーセント)減少し、23の基金の総額は1兆1,583億6,744万余円となった。

(イ) 意見

a 財政状況について

令和5年度の一般会計の決算で、実質収支は20年連続の黒字となる。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率(普通会計ベース)については、社会保障関係費の増加等により、前年度の95.1パーセントから96.7パーセントになり、前年度比で1.6ポイント上昇している。

なお、社会保障費などの義務的経費が引き続き増加するほか、金利の動向や、国際情勢の変化による物価への影響などの懸念もあり、財政状況は依然として先行きが不透明な状況である。

こうした社会情勢の変化にも的確に対応しつつ、活力ある県民生活を取り戻していくことや、将来の県の発展に向けた取組について進めていくためにも、県税収入等の財源確保や事務事業の見直しを徹底するなど、持続可能な財政運営に努めていただきたい。

b 一般会計歳入について

(a) 県税については、収入未済額が108億2,350万余円と多額であり、また、不納欠損額が7億7,569万余円である。県税は自主財源の根幹であり、税収を確保することは極めて重要である。

税負担の公平性を保つためにも、主要税目である個人県民税の徴収に関する市町村支援など徴収体制の充実・強化、課税客体の的確な把握及び迅速確実な滞納整理の実施により、収入率の一層の向上を図り、税収の確保に努められたい。

(b) 県税以外の収入未済額についても、28億2,228万余円と多額であることから、「千葉県債権管理条例」(令和5年3月17日施行)や「債権管理適正化の手引」(令和6年8月改定)に基づき、法的措置を含めた債権回収の強化を図るとともに、収入未済の発生防止に努め、その縮減に向けた取組を一層推進されたい。

なお、必要な対応を図ったものの回収が見込めないものについては、適切な処理を進めていただきたい。

※収入未済の主なもの

- ・雑入（行政代執行費用等原因者償還金） 10億 621万3,144円
- ・雑入（公益目的取得財産残額に相当する額の金銭の贈与） 3億6,612万8,600円

(c) 県債残高については、建設地方債及び普通交付税の振替である臨時財政対策債等がそれぞれ減少している。

令和5年度の一般会計の県債残高は、前年度末と比べ2.5パーセント減少し、2兆9,292億円となっている。

今後も、建設地方債について、後年度負担に配慮した計画的な発行に留意されたい。

c 一般会計歳出について

(a) 歳出については、危機管理や安全確保に取り組みながら、本県の活力を維持、向上させ、将来の千葉県の発展につながる施策を着実に実行するため、引き続き事務事業の見直しを行い、最少の経費で最大の効果を上げられるよう予算の効率的な執行に努められたい。

(b) 翌年度繰越額は、前年度と比較して1億2,624万余円増加し、全体で982億9,424万余円と多額である。特に土木費の繰越額については535億4,670万余円、農林水産業費については96億640万余円、民生費については92億373万余円と多額となっており、歳出予算については、本来、当該年度に執行することが原則であることから、繰越しの縮減に努められたい。

d 特別会計について

特別会計については、一般会計と同様に徹底した経費の節減、計画的な予算執行を図るとともに、貸付金・償還金等の収入未済の解消に努められたい。

また、翌年繰越額は、全体で45億6,389万余円と多額であり、繰越しの縮減に努められたい。

e 契約について

契約については、透明性及び公正性の確保を図る観点から、引き続き一般競争入札を拡大するとともに、随意契約については関係法令の趣旨を十分に踏まえ適正に執行されたい。

f 財産管理について

財産管理については、「千葉県県有建物長寿命化計画」（令和5年3月改定）に基づき、県が保有する庁舎等の施設の長寿命化の取組を推進し、維持・更新費の軽減・平準化を図られたい。

また、未利用県有地等について、財源確保に加え県有資産の有効活用の観点から、売却可能な資産については処分を促進するとともに、利活用についても検討されたい。

併せて、県有地の不法占有については、早急に解消されたい。

g 公社等外郭団体に対する監督・指導について

公社等外郭団体については、県行政改革推進本部が決定した方針に基づき改革を進めるとともに、公社等外郭団体の経営管理や適正な経理処理の徹底・浸透に留意し、会計処理について十分な監督・指導を行われたい。

(ウ) 留意すべき事項（収入未済額が多額で、収入手続が適正を欠くもの。）

No.	機 関 名	留 意 す べ き 事 項
1	健康福祉部 健康福祉指導課	雑入（生活保護費弁償金及び生活保護費過年度分返還金）74,647,501円（かい分）の収入未済について、多額であることから、出先機関における適正な債権管理を指導・助言し、解消に努めること。
2		民生費負担金（児童措置費負担金及び児童福祉施設費負担金（児童養護施設等））201,731,914円（かい分）の収入未済について、多額であることから、出先機関における適正な債権管理を指導・助言し、解消に努めること。
3	健康福祉部 児童家庭課	雑入（児童扶養手当返還金及び求償金）について、14,987,580円の収入未済が認められた。 児童扶養手当返還金については、債務者の返済能力を判断するための財産調査への協力を依頼するなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。 損害賠償請求訴訟に係る求償金については、財産開示命令の申立等を速やかに行うなど、早期解消に努めること。
4		特別会計母子父子寡婦福祉資金（母子福祉資金元利収入（貸付金返納等）、寡婦福祉資金元利収入（貸付金返納等）及び父子福祉資金元利収入（貸付金返納等））について、242,968,488円の収入未済が認められた。 今後は、債務者の返済能力を判断するための財産調査への協力を依頼するなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。 また、特別会計母子父子寡婦福祉資金（違約金）34,205,840円（かい分）の収入未済について、多額であることから、出先機関における適正な債権管理を指導・助言し、解消に努めること。
5	健康福祉部 障害福祉事業課	民生費負担金（児童措置費負担金）21,578,813円（かい分）の収入未済について、多額であることから、出先機関における適正な債権管理を指導・助言し、解消に努めること。

6	健康福祉部 医療整備課	<p>貸付金元利収入（保健師等修学資金貸付金返納等）について、22,815,493 円の収入未済が認められた。</p> <p>長期未手続の債権については、その多くが時効に相当する期間を経過していることから、債権放棄の検討を進めるとともに、近年の未収債権については、債務者の財産状況の把握や保証人等への催告を行うなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。</p>
7	環境生活部 ヤード・残土対策課	<p>雑入（行政代執行費用原因者償還金）について、353,442,830 円の収入未済が認められた。</p> <p>催告を行ってもなお納付しない事例については財産調査を実施し、回収方法を検討した上で未収金の回収に努めること。</p> <p>財産調査により返済能力がないと判断した場合は、滞納処分の執行停止の手続を行うなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。</p>
8	農林水産部 団体指導課	<p>特別会計就農支援資金の貸付金元利収入（農業改良資金及び就農支援資金）及び雑入（違約金）80,735,802 円（うち、かい分 75,270,802 円）の収入未済について、多額であることから、出先機関における適正な債権管理を指導・助言し、解消に努めること。</p>
9	県土整備部 河川環境課	<p>雑入（行政代執行費用原因者負担金等）88,211,704 円（かい分）の収入未済について、多額であることから、出先機関における適正な債権管理を指導・助言し、解消に努めること。</p>
10	県土整備部都市整備局 住宅課	<p>土木使用料（県営住宅使用料）について、300,841,549 円の収入未済が認められた。</p> <p>今後は、債務者への法的措置又は徴収停止を検討する前提として、債務者の返済能力を判断するための財産調査への協力を依頼するなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。</p>
11	教育庁企画管理部 財務課	<p>特別会計奨学資金の雑入（奨学資金貸付金返納等）250,606,767 円（うち、かい分 48,804,681 円）の収入未済について、多額であることから、今後は、債権回収会社の積極的な活用を検討するなど、適正な債権管理を行うとともに、県立学校に対して適正な債権管理を指導・助言し、解消に努めること。</p>

2 公営企業管理者所管の会計

(1) 審査の対象

令和5年度公営企業会計決算の審査対象は、次のとおりである。

- 令和5年度 上水道事業会計
- 令和5年度 工業用水道事業会計
- 令和5年度 造成土地管理事業会計
- 令和5年度 病院事業会計
- 令和5年度 流域下水道事業会計

(2) 審査の着眼点及び実施内容

令和5年度の公営企業会計の決算審査に当たっては、事業の運営が地方公営企業法第3条（経営の基本原則）の趣旨に従って行われたか、それぞれの事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、知事から提出された決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳票、証書類等を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取したほか、更に定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果及び意見

ア 審査の結果

審査に付された決算書及び附属書類は、全ての会計について、その計数が正確で経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。

また、予算の執行等については、一部に改善すべき事項が見られたほかは、おおむね適正であると認められた。

イ 審査の意見

(ア) 全事業会計共通事項

a 意見

- (a) 各公営企業会計においては、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則にのっとり、企業の経済性を発揮するとともに、施設の老朽化や経営状況の悪化等の事業運営上の諸課題に的確に対応し、健全な経営に努められたい。
- (b) 契約については、透明性及び公正性の確保を図る観点から、引き続き一般競争入札を拡大するとともに、随意契約については関係法令の趣旨を十分に踏まえ適正に執行されたい。
- (c) 各公営企業会計における経営状況等を的確に把握できるよう、会計の原則にのっとり、適正な会計処理の徹底に努められたい。
- (d) 支出負担行為及び支払の遅延や公印を不適正に使用した事案など、依然としてコンプライアンス違反事案が多く認められたところである。

改めて「千葉県コンプライアンス基本指針（平成22年3月制定）」を徹底させるとも

に、「事務ミス未然防止・再発防止に向けて（平成28年3月策定）」や、「令和6年度千葉県企業局コンプライアンス推進の取組」を活用して、所属におけるチェック体制の改善、見直しを図り、内部けん制が十分に機能するように努められたい。

(イ) 上水道事業会計

a 決算の状況

上水道事業会計における収益的収支決算額は、事業収益が833億1,580万余円で、事業費用が738億1,934万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債等の資本的収入が340億3,667万余円で、建設改良費等の資本的支出が564億9,062万余円となった。

次に、損益については、収益は給水収益等で765億329万余円、費用は原水及び浄水費等で706億7,576万余円となり、純利益が前年度に比べ19億3,362万余円増の58億2,753万余円となった。

収益は、給水収益が増加したことなどにより前年度に比べ7億8,552万余円増加している。

一方、費用は、業務費が減少したことなどにより前年度に比べ11億4,810万余円減少している。

また、資金残高は、前年度に比べ54億1,287万余円増の448億6,909万余円となった。

b 意見

(a) 長期的にも大幅な給水収益の増加が難しい中で、老朽化の進行に伴い多額の施設更新費用が見込まれているので、今後も収支バランスに留意し、健全経営の確保に努められたい。

(b) 今後も老朽化が進む浄・給水場の施設及び設備並びに管路について、「千葉県営水道事業長期施設整備方針（令和3年度～令和32年度）」に基づき、適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、計画的、効率的な更新・整備を進められたい。

また、事業推進の根幹となる「千葉県営水道事業中期経営計画（令和3年度～令和7年度）」についても、引き続き着実に取り組まれたい。

(c) 庁舎の長寿命化対策を進める上で、ICTの活用による業務の見直しなど業務環境の変化を勘案するとともに、組織等の将来を見据え、施設のあり方や最適配置などの検討を進められたい。

(d) 水道料金の未収金については、キャッシュレス化の更なる推進により、引き続き滞納の未然防止を図るとともに、「水道料金徴収業務マニュアル」等に基づいた債権回収強化に取り組まれたい。

また、返戻された納入通知書等の未処理案件が発覚したことから、上記マニュアル等に基づいた適正な債権管理に取り組まれたい。

さらに、転居等により回収困難となった債権などについては、債権管理条例に基づき、

早期の債権放棄に向け、関係部署と協議を進めながら適切な処理に努められたい。

なお、受託により県が徴収する市の下水道使用料債権については、水道料金債権の消滅時効期間経過後に市へ移管することとなっている。民法改正により水道料金債権の消滅時効期間が下水道使用料債権と同期間まで延長されたことで、下水道使用料債権の消滅時効期間経過前に市が自ら債権回収を行う機会を失うおそれが生じていることから、関係市と協議の上、早期に移管時期の見直しを図られたい。

- (e) 資金管理について、経済情勢や金融動向を注視し、管路の更新及び耐震化、施設整備等将来負担の増加に備え、計画的な企業債の借入れ及び適正な資金運用など、更なる効果的な管理に努められたい。

(ウ) 工業用水道事業会計

a 決算の状況

工業用水道事業会計における収益的収支決算額は、事業収益が 140 億 5,614 万余円で、事業費用が 124 億 2,601 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、他会計出資金等の資本的収入が 33 億 9,092 万余円で、建設改良費等の資本的支出が 83 億 8,699 万余円となった。

次に、損益については、収益は給水収益等で 129 億 436 万余円、費用は浄配水費等で 117 億 8,549 万余円となり、純利益が前年度に比べ 6 億 8,251 万余円増の 11 億 1,887 万余円となった。

収益は、給水収益が増加したことなどにより、前年度に比べ 2 億 2,639 万余円増加している。

一方、費用は、浄配水費が減少したことなどにより、前年度に比べ 4 億 5,611 万余円減少している。

また、資金残高は、前年度に比べ 25 億 709 万余円増の 383 億 7,464 万余円となった。

b 意見

- (a) 料金改定による給水収益の増加などにより、前年度と比較して当期純利益が増加しているものの、今後、施設の維持管理費の増加や、老朽化の進行による更新整備費用の増加が見込まれることから、地区ごとに的確に収支を見通し、安定的な経営に努められたい。

また、房総臨海地区工業用水道事業における、造成土地管理事業会計からの借入金についても、引き続き、計画的な返済に努められたい。

- (b) 工業用水道事業施設においては、老朽化が著しく進行している。

施設の更新や耐震化については、現在、「千葉県工業用水道事業中期経営計画（令和 5 年度～令和 9 年度）」及び「千葉県工業用水道事業施設更新・耐震化長期計画（平成 30 年度～令和 39 年度）」に基づき進められているところであるが、一部事業に遅れが生じていることから、より一層の事業の進捗を図り、工業用水の安定給水に努められたい。

- (c) 令和6年度をもって造成土地管理事業会計からの出資金受入れが終了し、企業債の発行による企業債残高の大幅な増加が見込まれることから、費用の削減や資金確保に努められたい。

(エ) 造成土地管理事業会計

a 決算の状況

造成土地管理事業会計における収益的収支決算額は、事業収益が158億670万余円で、事業費用が75億8,489万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、貸付金収入等の資本的収入が12億5,750万余円で、他会計への出資金等の資本的支出が39億7,141万余円となった。

次に、損益については、収益は土地分譲収益等で157億8,897万余円、費用は一般管理費等で75億6,716万余円となり、純利益が前年度に比べ38億7,281万余円増の82億2,181万余円となった。

収益は、土地分譲収益が増加したことなどにより、前年度に比べ23億7,176万余円増加している。

一方、費用は、一般管理費が減少したことなどにより、前年度に比べ15億104万余円減少している。

また、資金残高は、前年度に比べ94億8,390万余円増の1,073億5,878万余円となった。

b 意見

- (a) 「千葉県造成土地管理事業経営計画（令和3年度～令和7年度）」に基づいた未処分土地の分譲等については、県や市町村等の動向や土地需要に注視しつつ、取組を継続されたい。また、全体的な資金収支のバランスに留意しながら、適正かつ効率的な事業運営に努められたい。

- (b) 処分が困難な土地については、分譲可能性のある土地を見極め、処分に向けた取組を行うとともに、処分までに時間を要する土地については、適切な用地管理を継続されたい。

(オ) 病院事業会計

a 決算の状況

病院事業会計における収益的収支決算額は事業収益が560億6,414万余円で、事業費用が596億6,350万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債等の資本的収入が153億2,145万余円で、建設改良費等の資本的支出が169億883万余円となった。

次に損益については、収益は入院収益等で559億3,174万余円、費用は給与費等で595億7,006万余円となり、純損失が前年度に比べ30億7,221万余円増の36億3,832万余円となり、引き続き赤字となった。

また、未処理欠損金は令和5年度末で308億9,180万余円となっている。

収益は、国庫補助金が減少したことなどにより、前年度に比べ4億7,046万余円減少している。

一方、費用は、減損損失が発生したことなどにより、前年度に比べ26億175万余円増加している。

また、資金残高は、前年度に比べ22億617万余円減の12億4,110万余円となった。

b 意見

- (a) 令和5年度においては、5病院全てにおいて赤字を計上したことから、10年連続で純損失を計上し、当年度未処理欠損金は年々増加している。

こうした状況を十分認識した上で、確実に経営改善が図られるよう実効性のある対策を講じられたい。

- (b) 「千葉県立病院改革プラン（令和3年度～令和6年度）」の3年目に当たる令和5年度は、入院患者の増加に伴って医業収益が前年度よりも約22億円増加したものの、目標額を下回っている状況にある。また、新型コロナウイルス感染症関連補助金が約33億円減少したことや、新病院への統合に際して減損処理を行ったことなどにより、純損失は約36億円となり、目標額を約11億円下回った。

令和11年度における純損益の黒字化を目標としてきたが、目標額を大きく下回る純損失を計上している現状では、達成が見通せない状況である。令和7年度から始まる次期プランの策定に当たっては、社会情勢の変化等も踏まえた上で、現実的な目標であるかを検証していただきたい。また、純損益の黒字化という最終的な目標の前に、各病院や診療科で達成すべき有効な目標について検討し、それを達成させることから始めるよう努められたい。

- (c) 医療の提供に対して消費した資源を測定する原価計算システムについては、現時点では有効に機能しているとまでは言えず、PDCAサイクルを継続して実施するためには、目標を達成するための有効な手法の検討や、実績の分析評価、具体的な改善策の検討を行うべきであり、経営管理課も、病院に対し積極的に支援していく必要がある。また原価計算システム以外でも、経営改善に効果的な手法があれば、その検討に努められたい。
- (d) 医業未収金については、依然として多額の状況であることから、未収金回収対策マニュアルに基づいて、未収金の発生防止と回収の強化に着実に取り組まれたい。また、破綻更生債権が多額であることから、債権管理条例に基づき、適切な処理を進められたい。
- (e) 医師の働き方改革において、医師に対する時間外労働の上限規制が適用されたことから、コメディカルへの負担も勘案しながらタスク・シフト/シェアなどの取組を推進し、適切な医療を提供されたい。

c 改善すべき事項（欠損金が多額で債務超過となっており、経営改善を求めるもの）

No.	会 計 名	改 善 す べ き 事 項
1	病院事業会計	<p>令和5年度病院事業会計に係る決算については、入院患者の増加などにより、医業収支を前年度から約20億円改善させることができたが、新型コロナウイルス感染症関連補助金の減少や、新病院への統合に際して減損処理を行ったことなどにより、純損失は前年度より約31億円悪化し、約36億円となっている。</p> <p>平成26年度以降、10年連続で純損失を計上しており、その結果令和5年度末の未処理欠損金は約309億円となり、初めて負債の額が資産を上回り、約34億円の債務超過となった。一般会計からの長期借入金について、令和12年度に返済を迎えるに当たり、厳しい状況となっている。</p> <p>このため、原価計算システム等を有効に活用し、更なる収益の確保と費用の節減に努めるなど、実効性のある経営改善を行い、経営基盤の強化を早期に行われたい。</p>

(カ) 流域下水道事業会計

a 決算の状況

流域下水道事業会計における収益的収支決算額は、事業収益が346億6,699万余円で、事業費用が343億5,999万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、国庫補助金等の資本的収入が、94億2,476万余円で、建設改良費等の資本的支出が106億8,082万余円となった。

次に、損益については、収益は維持管理費負担金等で325億6,518万余円、費用は処理場費等で323億1,108万余円となり、純利益が前年度に比べ4,991万余円増の2億5,409万余円となった。

収益は、維持管理費負担金が増加したことなどにより前年度に比べ10億3,617万余円増加している。

一方、費用は、処理場費が増加したことなどにより前年度に比べ9億8,626万余円増加している。

また、資金残高は、前年度に比べ30億7,157万余円減の63億3,788万余円となった。

b 意見

(a) 将来にわたって事業を継続していくためにも、経営状況を適切に把握し、業務コストの削減を行うなど、経営基盤の強化を図り、安定した事業運営に努められたい。

(b) 老朽化が進行する下水道施設に対して、「千葉県流域下水道ストックマネジメント計画（令和2年度～令和6年度）」に基づき、「持続的な機能の確保」と「ライフサイクルコストの低減」を図り、着実な維持管理を行うとともに、必要な改築についても的確に実施さ

りたい。

また、交付金の減少等により、当計画の進捗に遅れが見られることから、引き続き国に必要な予算を要望していくとともに、施設の適正な点検と修繕を行いながら、計画の推進に努められたい。

IV 例月出納検査

例月出納検査は、各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納事務が正確に行われているかを主眼として実施する検査である。

検査対象は、会計管理者所管及び公営企業管理者所管の全ての会計及び基金であり、毎月1回計12回（実地検査1回、書面検査11回）実施し、いずれも適正であることを確認した。

V 基金運用状況審査

1 審査の実施状況

(1) 審査の対象

令和5年度基金の運用状況の審査対象は、次のとおりである。

令和5年度 千葉県土地開発基金

令和5年度 千葉県美術品等取得基金

(2) 審査の着眼点及び実施内容

令和5年度土地開発基金及び美術品等取得基金の運用状況の審査に当たっては、基金の運用が設置の趣旨に沿って適正で、かつ、効率的に行われているか、また、計数は正確であるか等の諸点に留意し、併せて関係諸帳簿、証書類等を照合精査するとともに関係者の説明を聴取し、慎重に審査を行った。

(3) 基金の運用状況

ア 土地開発基金

令和5年度末の基金現在高は、1,800,000,000円で、その内訳は、貸付金1,400,000,000円、現金400,000,000円である。

イ 美術品等取得基金

令和5年度末の基金現在高は、2,000,000,000円で、その内訳は、現金2,000,000,000円である。

2 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

土地開発基金及び美術品等取得基金の運用状況調書は、関係諸帳簿、証書類及び金融機関証明書と符合しており、計数は正確なものと認められた。

(2) 審査の意見

土地開発基金及び美術品等取得基金の運用については、適正であると認められた。

VI 健全化判断比率等審査

1 健全化判断比率審査

(1) 審査の対象

令和 5 年度の千葉県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

(2) 審査の着眼点と実施内容

健全化判断比率審査に当たっては、

ア 法令等に照らし健全化判断比率の算出過程に誤りはないか。

イ 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の算定に用いられているか。

ウ 公正な判断のもと健全化判断比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	令和 5 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	3.75 %	5.00 %
連結実質赤字比率	— %	8.75 %	15.00 %
実質公債費比率	7.5 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	106.5 %	400.0 %	

健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回っている。

2 資金不足比率審査

(1) 審査の対象

令和 5 年度の千葉県各公営企業会計の決算に基づく資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

(2) 審査の着眼点と実施内容

資金不足比率審査に当たっては、

ア 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りはないか。

イ 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の算定に用いられているか。

ウ 公正な判断のもと資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果

審査に付された下記資金不足比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

会 計 名	令和 5 年度	経営健全化基準
千葉県特別会計 港湾整備事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 工業団地整備事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 土地区画整理事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 上水道事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 工業用水道事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 造成土地管理事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 病院事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 流域下水道事業会計	— %	20.0 %

VII 内部統制評価報告書審査

1 内部統制評価報告書審査の概要

(1) 審査の対象

令和5年度千葉県内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）

(2) 審査の着眼点

監査委員による報告書の審査は、知事が作成した報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを、以下の観点から検討を行い審査するものである。

ア 評価手続に係る記載の審査

(ア) 内部統制対象事務について網羅的に評価されているか

(イ) 評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか

イ 評価結果に係る記載の審査

(ア) 重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか

(イ) 重大な不備は是正されているか

(3) 審査の実施内容

報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「千葉県監査委員監査基準」及び「令和5年度内部統制評価報告書の審査計画」に基づき、千葉県内部統制基本方針、令和5年度千葉県内部統制評価計画、内部統制推進部局の発出通知、内部統制3様式（作業一覧表、業務全体フロー図及びリスク評価シート）等の関係書類の確認、内部統制推進部局及び評価部局からの聴き取りのほか、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用して審査を行った。

2 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

(1) 特記事項

ア 重大な不備について

今回の報告書では、以下の2件について、運用上の重大な不備が認められ、内部統制が有効に運用されていないと判断している。

① 農業用機械の修理における詐欺事案

農林水産部職員が、過年度に、農業用機械の修理に際し、事業者と共謀し、部品代金の水増し請求を行った詐欺の疑いで逮捕され、有罪判決が言い渡された事案については、是正措置として、特別監察結果を踏まえ、発注業務の適正化、履行確認の強化や研修の徹底等、再発防止策に取り組むこととしている。

② 予定価格等の情報の漏洩・収賄事案

県土整備部職員が、予定価格等の入札情報を特定業者に漏らし、その見返りとして現金、接待を受けた収賄の疑いで逮捕され、有罪判決が言い渡された事案については、是正措置として、「県土整備部における不適正事案に係る検討会議」を設置し、事件の経緯の調査、これまでの取組の検証、再発防止策の検討等を行っているところである。

上記①については、一部の職員に対するコンプライアンス研修などが徹底されず、所属全体のガバナンスが不十分であったことから、今後は、類似の体制にある他の所属においても、全庁的な内部統制に係る仕組みの一つとしての内部通報制度や、県職員としての行動規範の周知徹底を図り、リスク情報の把握・伝達機能に問題が生じることのないようにしていただきたい。

上記②については、今後、実効性のある是正措置を講じるとともに、着実に実施していく必要がある。

いずれの事案についても、このような事態を二度と発生させないよう、講じられた再発防止策等が適切に機能しているか、各所属での自己点検や監察等により十分に検証していただきたい。

イ 事務ミスの防止について

令和5年度会計定期監査において、依然として多数の事務ミスが認められ、内部統制上、重大な不備につながることも懸念されることから、今後の制度の運用において、以下の点について、特に留意していただきたい。

(ア) 入札事務の適正化

工事の積算誤りにより、落札者決定通知を取り消して入札手続きをやり直したことで事業の進捗に影響を及ぼした事案が認められた。また、複数の土木事務所等において、工事の積算誤りが散見されている。これまでの研修やチェックシートによる確認などの再発防止策が十分に機能していないと考えられる。実際にリスクが発現すると、入札結果にも影響を及ぼすなど重大な事態となることから、入札事務の適正化のため、実効性の高い更なる改善策が必要である。

(イ) 財務事務の適正化

多くの所属において、収入・支出の事務ミスが依然として認められる。特に不備の発生件数が多い支出負担行為の遅延、支払遅延などについては、財務事務の適正化をより一層進めていく必要がある。

(ウ) 組織としてのチェック体制等の確立

組織として進捗状況の把握及びチェック体制の整備が図られていないことで、積算誤り、支出負担行為の遅延、支払遅延などの事務ミスが繰り返し発生する所属が見受けられる。

事務ミスを防止するには、人の目によるチェックのみでは限界があるため、確認・点検作業におけるデジタル技術の活用を進めるなど、効率的なチェック体制等を確立する必要がある。

ウ 内部統制制度の浸透・定着について

内部統制制度については、これまでの取組により一定程度の浸透が見られるが、一方で、所属特有のリスクを3様式に反映させていないことで繰り返し同様の事務ミスが発生する事案も見受けられる。

整備した3様式を有効活用し、事務ミスの発生防止に役立てるためには、各所属の実態に即した3様式となるよう見直しを進め、より一層の内部統制制度の浸透・定着を図る必要がある。

(2) 最後に

内部統制が適切に整備・運用されるためには、職員一人一人が、制度の内容や、基本方針、整備・運用方針等について、十分に理解して取り組むことが不可欠である。

内部統制制度の導入から4年が経過し、明らかになってきた課題を踏まえ、従来の取組に加え、内部統制推進部局及び評価部局と各部局主管課との連携体制の強化、デジタル化の進捗等を踏まえた3様式の見直し、評価部局と出納局が連携した独立的評価の実施等の検討により、内部統制を組織全体に定着させ、より適切な整備・運用に努めていただきたい。

VIII 住民監査請求

1 住民監査請求の概要

「住民監査請求」は地方自治法第 242 条に規定されており、その目的は、普通地方公共団体の長等の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民から監査委員に対し、監査を請求する権利を認めることにより、当該普通地方公共団体の財務行政の適正な運営を確保することにある。

また、住民は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることもできる。

2 監査の結果

令和 5 年度は 6 件の請求があり、地方自治法に定められた要件を備えていない請求であった 5 件を除き、1 件について監査を実施した。

件名	結果の概要	備考
知事に、一県議会議員へ支出した政務活動費に関して必要な措置を求める請求	棄却	令和 5 年 12 月 28 日受付 令和 6 年 3 月 19 日公表

IX 外部監査

1 外部監査の概要

外部監査は、平成 11 年度から導入された制度で、知事が公認会計士や弁護士などの外部の専門知識を有する者と契約を結び、契約に基づき専門的な視点から行われる監査で、包括外部監査と個別外部監査があり、令和 5 年度は、2 に記載の者と包括外部監査契約が締結され、包括外部監査人が選定したテーマについて、監査が行われた。

なお、個別外部監査は行われなかった。

2 包括外部監査人

公認会計士 松本 達之

3 包括外部監査のテーマ・監査対象

(1) 監査テーマ

「千葉県の社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について」

(2) 監査対象

総務部資産経営課

県土整備部県土整備政策課、用地課、道路計画課、道路整備課、道路環境課

企業局管理部総務企画課、財務課、経理課

企業局水道部

企業局工業用水部

※上記を主管課とする出先機関を含む。

4 包括外部監査の結果の公表

包括外部監査の結果は、千葉県報（令和 6 年 3 月 29 日第 13926 号）に掲載し公表した。
また、千葉県監査委員事務局ホームページに掲載した。

（アドレス：<http://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/index.html>）

【資料】

1 監査委員（令和5年9月から令和6年10月末日まで）

区分	氏名	就任年月日	退任年月日	備考
識見委員	小倉 明	令和4年4月1日	—	常勤 代表監査委員
	川口 明浩	令和2年4月1日	—	非常勤
議選委員	関 政幸	令和5年5月16日	令和6年7月9日	非常勤
	岩井 泰憲	令和5年5月16日	令和6年7月9日	非常勤
	伊藤 昌弘	令和6年7月10日	—	非常勤
	小池 正昭	令和6年7月10日	令和6年10月15日	非常勤

令和5年度監査計画

(令和5年7月21日決定)

千葉県監査委員監査基準第7条第1項の規定により、令和5年度監査計画を次のとおり定める。

1 基本的考え方

千葉県監査委員監査基準に基づき、合规性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から、監査を行うものとする。

監査を効率的かつ効果的に行うため、事務事業のリスクの内容及び程度を踏まえた上で重点監査事項を設定するとともに、内部統制制度の整備及び運用の取組状況・取組結果を踏まえて監査を行うものとする。

また、監査結果等の情報を県民に積極的に、かつ、わかりやすく公表し、県民から信頼される監査の実現を目指す。

2 重点監査事項

(1) 財務事務について

ア 収入未済に係る債権管理等について

普通会計及び公営企業会計における収入未済は依然として多額にのぼっており、歳入の確保や県民負担の公平性だけでなく、行政コストの適正化という観点からも解消に向けた取組を進める必要がある。

そこで、行政代執行負担金、水道料金等の収入未済については、千葉県債権管理条例の制定を踏まえ、解消に向けた手続等が適正に講じられているかを確認する。

また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われているか、公営企業会計における破産更生債権等については、その管理が適正に行われているかを確認する。

イ 工事の執行について

公共工事等は、社会資本の整備を目的としたものであり、適正な執行がされない場合には、県財政だけでなく、県民生活へ及ぼす影響が懸念される。

そこで、契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算が適正かつ効率的に執行されているかを確認するとともに、施工後の管理についても確認する。また、施工時期の平準化の取組状況と併せ、進行管理の徹底による繰越しの縮減に努めているかを確認する。

ウ 契約事務について

契約事務は、行政運営における重要かつ基本的な事務処理であり、公平性・透明性・経済性の観点からも、関係法令等を遵守し、適正かつ円滑に実施していくことが求められる。

そこで、契約及びその履行確認が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

エ 財産の管理等について

県が保有する財産は、県民から負託された重要な資産であり、その取得、使用、管理及び処分について適正に行うことが求められる。

そこで、財産の取得、管理及び処分が法令等に基づき適正に行われているか、その財産が有効に活用されているかを確認する。

特に未利用県有地については、売却処分の状況と併せ、利活用の検討状況を確認する。

(2) 適正な事務執行について

県政に対する信頼確保のためには、適正な事務執行が求められるが、個人情報の漏えい等県民生活に影響が懸念される事例のほか、支出負担行為や調定の遅延等の事務処理に適正を欠く事例が依然として多く認められている状況にある。

そこで、以下の取組等により経理処理を含めた適正な事務執行の確保が組織的に図られているかを確認する。

- ・業務プロセス上のリスクの適正な識別・評価に基づく対応の徹底
- ・職員のコンプライアンス意識の徹底
- ・職員の事務処理能力の向上
- ・組織における複数の職員での確認や事務進捗管理等の徹底

また、不適正な経理処理を防止するため、デジタル技術を活用した取組等が検討されているかを確認する。

(3) 事務事業の効果的な実施について

県が行う事務事業の複雑・多様化や高度化に対し、監査機能を十分に発揮するため、専門性の高い部分に重点化したより質の高い監査を行っていくことが求められている。

そこで、本庁等の定期監査では、事務事業について、所期の目的が達成されているか、効果を挙げているか、必要性は失われていないかなどの観点から確認を行う。

3 実施方法等

(1) 定期監査

ア 対象期間は原則として令和5年度とし、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行を対象に監査を実施する。

イ 監査を効果的に実施するため、普通会計・公営企業会計ともに、重点監査事項及び各監査対象機関における課題に重点を置いて実施する。

ウ 実施方法・実施体制は、表1のとおりとし、監査対象機関は、表2のとおり令和5年4月1日現在の491機関とする。

エ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

(2) 随時監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査委員が必要と認めるときは監査を実施する。実施方法等については、その都度監査委員が協議して定める。

(3) 行政監査（テーマ型）

事務の執行について、監査委員が必要と認めるときは監査を実施する。実施方法等については、その都度監査委員が協議して定める。

(4) 財政的援助団体等監査

ア 対象期間は原則として令和4年度とし、財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適切かつ効率的に行われているか、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として監査を実施する。

出資法人については、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況についても確認するとともに、公社等外郭団体関与方針を勘案した監査を実施する。

イ 監査対象機関は、次のとおりとする。

- ① 県の出資比率が25%以上の出資法人
- ② 県の補助金が3億円以上の私立高等学校
- ③ 県の補助金が5千万円以上の団体（市町村及び出資法人を除く。）
- ④ 県の委託料が5千万円以上の指定管理者（市町村及び出資法人を除く。）

ウ 実施方法・実施体制は、表3のとおりとし、監査対象機関は、表4のとおりとする。

エ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

(5) 決算審査

ア 普通会計

令和5年度決算について、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

イ 公営企業会計

令和5年度決算について、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを確認するとともに、経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、経営活動が経済性、公共性を発揮しているか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

ウ 対象会計は、以下のとおりとする。

- ・ 会計管理者所管の一般会計、18特別会計及び22基金
- ・ 公営企業管理者所管の4特別会計、1基金及び企業局共通勘定
- ・ 知事所管の1特別会計

エ 実施方法・実施体制は、本庁等の定期監査と同様とする。

オ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(6) 例月出納検査

- ア 各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納事務が正確に行われているかを主眼として検査を実施する。
- イ 検査対象は、決算審査と同様とする。
- ウ 検査は毎月実施するものとし、事前に事務局職員による職員調査を実施する。
- エ 検査は、月間の監査等計画で担当する監査委員を定めて実地検査を年1回（12月）及び書面検査を年3回（6月、9月、3月）実施し、他の月は常勤の監査委員による書面検査とする。

(7) 基金運用状況審査

- ア 令和5年度における基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施する。
- イ 対象基金は、土地開発基金及び美術品等取得基金とし、実施方法・実施体制は、本庁等の定期監査と同様とする。
- ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(8) 健全化判断比率等審査

- ア 令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを主眼として審査を実施する。
- イ 対象会計及び実施方法・実施体制は、決算審査と同様とする。
- ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(9) 内部統制評価報告書審査

- ア 知事が作成した内部統制評価報告書について、審査計画に基づき、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて審査を実施する。
- イ 審査対象は財務に関する事務とし、実施方法・実施体制は、本庁等の定期監査と同様とする。
- ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

4 監査日程等

監査等の目的及び規模に応じて、監査等の具体的な日程、担当する監査委員等を、月間の監査等計画で定める。

5 監査等の実施時期及び報告・公表時期

監査等の種類		実施時期	報告・公表時期
定期監査	本庁等	普通会計	令和6年9月
		公営企業会計	
		出先機関等	令和5年9月～令和6年7月
財政的援助団体等監査		令和5年9月～令和6年3月	令和5年12月、 令和6年2月・6月
決算審査	普通会計	令和6年8月	令和6年9月
	公営企業会計	令和6年7月	
例月出納検査		原則として毎月25日とし、当該日以外に実施する必要がある場合は、月間の監査等計画で定める日	令和5年12月、 令和6年2月・6月・9月
基金運用状況審査		令和6年8月	令和6年9月
健全化判断比率等審査		令和6年8月	令和6年9月
内部統制評価報告書審査		令和6年8月	令和6年9月

6 監査結果等の報告・公表

監査等の結果については、上記5に記載する報告・公表時期に知事等へ提出するとともに、県報掲載により公表する。併せて、監査委員事務局のホームページ等を活用して、県民に積極的に、かつ、分かりやすく公表を行う。

また、講じた措置の内容についても同様に公表を行う。

7 監査結果のフォローアップ

- (1) 監査結果に基づく改善措置が適切になされているかを把握、確認するとともに、措置状況の報告を速やかに求める。
- (2) 監査結果やそれに基づき講じられた措置の内容について、全執行機関等における情報の共有化を図る。

表1 定期監査の実施方法・実施体制

監査対象機関		実施周期	実施方法
本 庁 等		毎年	実地
出先機関等	農林水産部、県土整備部及び企業局の一部出先機関並びに病院局の出先機関		
	その他の出先機関等		実地又は書面

実施体制：本庁等の実地監査は、原則、監査委員全員により実施する。

出先機関等の実地監査は、原則、監査委員2名により実施する。

書面監査は、原則、監査委員全員により実施する。

※実施方法・実施体制は変更する場合がある。

表2 定期監査の監査対象機関数

区 分	監査対象 機 関 数	実 施 方 法			
		実地監査	書面監査	計	
普 通 会 計	本 庁 等	1 1 4	1 1 4	—	1 1 4
	出先機関等	3 3 7	7 0	2 6 7	3 3 7
	計	4 5 1	1 8 4	2 6 7	4 5 1
公 営 企 業 会 計	本 庁 等	1 4	1 4	—	1 4
	出先機関等	2 6	1 8	8	2 6
	計	4 0	3 2	8	4 0
合 計	本 庁 等	1 2 8	1 2 8	—	1 2 8
	出先機関等	3 6 3	8 8	2 7 5	3 6 3
	計	4 9 1	2 1 6	2 7 5	4 9 1

※本庁等の下水道課は、普通会計と公営企業会計の両方に属するため両方で計上している

表3 財政的援助団体等監査の実施方法・実施体制

監査対象機関			実施周期	実施方法
出資法人	特別法に基づき設立された法人	県の出資率75%以上	毎年	実地
		同 25%以上75%未満		実地又は書面
	その他の出資法人	同 100%		実地
		同 25%以上100%未満		
援助団体	私立高等学校	3億円以上の補助金交付高等学校	2年毎	実地又は書面
		3億円未満の補助金交付高等学校	随時	
	その他の援助団体			実地
指定管理者				

実施体制：実地監査は、原則、監査委員2名により実施する。

書面監査は、原則、監査委員全員により実施する。

※実施方法・実施体制は変更する場合がある。

表4 財政的援助団体等監査の監査対象機関数

区分	監査対象機関数	実施方法		
		実地監査	書面監査	計
出資法人	31	19	12	31
私立高等学校	30	0	13	13
その他の援助(補助)団体	13	2	0	2
指定管理者	13	3	0	3
計	87	24	25	49

備考

1 本庁等は、次に掲げるものをいう。

千葉県組織規程第4条、千葉県企業局組織規程第2条第1項、千葉県病院局組織規程第3条第1項、千葉県教育委員会行政組織規則第16条第2項及び千葉県警察基本条例第3条に規定する機関並びに千葉県議会事務局組織規程に規定する議会事務局、千葉県監査委員事務局組織規程に規定する監査委員事務局、千葉県人事委員会事務局組織規程に規定する人事委

員会事務局、千葉県労働委員会事務局組織規則に規定する労働委員会事務局、千葉海区漁業調整委員会事務局の設置及び組織に関する規程第2条の海区漁業調整委員会事務局及び千葉県収用委員会事務局の設置及び組織に関する規則第2条の収用委員会事務局

2 出先機関等は、次に掲げるものをいう。

千葉県組織規程第5条及び千葉県財務規則第2条第4号、千葉県企業局組織規程第2条第3項及び千葉県病院局組織規程第3条第2項に規定する出先機関並びに千葉県教育委員会行政組織規則第2条第1号に規定する教育機関及び同規則第16条第2項に規定する教育事務所並びに千葉県警察基本条例第8条に規定する警察署

3 出資法人は、県が資本金、基本金その他これに準ずるもので4分の1以上を出資している法人をいう。

4 援助団体は、県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償又は利子補給その他の財政的援助を与えているものをいう。

千葉県の監査－令和5年度版－

令和7年2月発行

千葉県監査委員事務局

所在地：千葉市中央区市場町1－1 千葉県庁南庁舎6階

電話：043-223-3727 FAX：043-222-5233

ホームページ：<http://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/index.html>